

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 12 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、「本人に係る自宅面談事跡・NHK 施設での面談事跡・電話事跡・文書照会時の事跡」及び「事跡ごとに対応された NHK 従業者の氏名、事跡の処理日・登録日」について個人情報の開示の求めがあった。

NHK は、「本人に係る対応年月日、受付形態、内容及び処理日・登録日」については開示したが、本人と対応した NHK 従業者の氏名は開示することができないとした。

本人は、再検討の求めとして「本人に係る自宅面談事跡・NHK 施設での面談事跡・電話事跡・文書照会時の事跡」の省略等がされていない原文と NHK 従業者氏名の開示を求めた。

2 NHK の見解の要旨

NHK は開示の求めの文書としてすでに「本人に係る自宅面談事跡・NHK 施設での面談事跡・電話事跡・文書照会時の事跡」を開示したが、さらに平成 25 年 12 月 1 日本人がかけてきた電話の通話記録が NHK ふれあいセンターにあるので、当該記録の本人発言部分のみを開示することとする。また、NHK 従業者の氏名は本人の保有個人データではないところ、誤って開示の求めの対象と解して取り扱ったもので、再検討の求めをすることはできない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書として、「本人に係る自宅面談事跡・NHK 施設での面談事跡・電話事跡・文書照会時の事跡」を開示したことおよび平成 25 年 12 月 1 日の NHK ふれあいセンターの通話記録の本人発言部分を開示することとしたこと、いずれの NHK の取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 5 月 14 日（第 193 回審議委員会）個人情報 第 12 号 諮問、審議、答申